

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第26号 発行日 平成24年3月7日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

松村 登史

渋谷・世田谷地区情報労基研の皆様には、日頃から監督署の行政運営にご理解、ご協力をいただいていますことに厚くお礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成23年は我が国に事業者による自主的な労働災害防止活動が始まって、100年目の区切りとなる年であり、在来型の労働災害防止活動はもちろんのこと、心と体の健康確保の面でも、1ランク高い水準に到達するためにスタートの年であると考えていましたところ、平成23年は未曾有の大震災発生となりました。多くの方々が被災され、今なおその苦難は続いており、復興を果たす上で労働行政の役割は重大であると自覚しております。私ども労働基準行政も、迅速・円滑な労災補償の実施、法定労働条件の履行確保、さらに復興作業における労働災害の防止と課題が山積しており、当面する最重要課題となっています。

我が国の経済は、東日本大震災の影響や欧州の政府債務危機などにより依然として厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつあると分析されています。しかし、新規卒予定者の就職内定率は低位に推移し厳しい雇用情勢が続いていますし、労働基準行政の分野においても、法定労働条件の履行・確保について顕著な改善傾向が認められません。管内事業者の皆様にコンプライアンスとモラルの維持をお願いしなければなりません。情報労基研の会

員事業場の皆様が、法定労働条件の履行確保の面でも、地域の牽引役となっていただくことをあらためてお願いするものです。

一方、労働災害については、新年になって発表された速報値によりますと、東京労働局では平成22年に比較しての若干の増加傾向にあることが確実になっています。2年続けての増加ということになります。当署管内におきましても、休業4日以上死傷病災害は5%程度の増加を示しています。来年度は平成20年度から取り組んでまいりました第11次労働災害防止計画の最終年度になります。労働災害防止が、私ども労働基準行政の変わらぬ重点課題であることを、改めて申し上げたいと思います。

監督署も、皆様のご理解、ご協力を得て粘り強く取り組んでまいる決意です。最後に、情報労基研のますますのご発展と会員事業場のご繁栄を祈念して、ご挨拶いたします。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
取締役

樋田 薫

業界における様々な人事労務問題、労働法令の理解、解釈について研究を重ねてきた当研究会も、本年で29年を迎えます。

これも偏に会員各社のご支援、ご協力並びに渋谷労働基準監督署殿の当会に対するご厚意と適切なご指導の賜と厚く御礼申し上げます。

さて昨年は3月に発生した東日本大震災など、日本にとって未曾有の出来事が重なった年となりました。会員各社様も震災後の対応や夏の節電等、諸々の人事労務対応に追われたことと存じます。

幸い当会では3回の研究会も滞りなく予定どおり開催することが出来ました。特に震災後初回の6月研究会は渋谷労働基準監督署様より「最新監督事例から見た労働問題」を、渋谷ハ

ローワーク様からは「雇用失業情勢」につきまして最新の状況を丁寧に解説して頂き無事終了致しました。また「年金」では「やさしい年金セミナー」の続編として、同一の専門講師によりテーマを絞った実務担当者向け研究会を開催いたしました。本研究会は品川情報処理産業労基研究会様との共催で実施いたしました。最後の専門の産業カウンセラーによる「現代型うつ」の研究会では、初の試みとして会員皆様が小グループに分かれ意見交換し、問題を共有いたしました。その他、中央情報処理産業労務研究会の労務研究会セミナーには昨年もまた継続して参加させて頂いております。

当会は30周年を迎える伝統ある研究会です。この伝統を守りつつ、今後も皆様のご意見や、他地区の研究会との交流を深めつつ人事労務問題を軸に皆様に役立つ研究、情報発信をすすめていく所存です。渋谷労働基準監督署様のご指導のもと、今後とも皆様方のご支援とご協力の程よろしく申し上げます。

最後になりましたが、相変わらず厳しい情勢が続いておりますが、皆様のご健勝を祈念いたします。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

鈴木 基泰

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会の会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政にご理解を賜り、多大なご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

昨年の4月より、貴会の担当をさせていただいておりますが、会員の皆様の熱心な取組には敬意を表するところです。

昨年は東日本大震災による物理的・人的被害の発生や、また原子力発電所事故の影響により夏場には企業に節電対策を課せられるなど企業経営には厳しいものがありました。

さて、平成24年は労働基準法の安全及び衛生の条文が削除され、別途労働安全衛生法とし

て定められてから40年となる年でもあります。

労働安全衛生法の制定当時とは、大きく社会情勢や環境は変化し、20年前に比べますと業務中の死亡災害はおよそ2500件から1200件と減少しました。一方、近年は、職場内でメンタルストレスを感じる労働者は約6割にもあがっているとの調査報告もあり、平成21年度には精神障害等の労災補償の請求件数も全国で年1000件を超え、22年・23年度も高水準にあり、企業内におけるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。

そもそも職場には労働者の力だけでは取り除くことができないストレス要因が存在しているため、労働者の取組に加えて、事業者が積極的にメンタルヘルスケアを実施することが重要となっています。

つきましては貴会員企業で働く方々が健康で快適に働ける環境整備をお願いいたしますとともに、今後も貴会の活動がより有効なものになるよう協力させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

ソフトウェア業に対する自主点検結果について

平成22年から平成23年にかけて渋谷労働基準監督署管内のソフトウェア業の事業場(132事業場)に対して実施した「労働条件自主点検」の結果は次の通りでした。

回答事業場数・・・80事業場(回答率61%)

(1) 労働者に対する労働条件の明示方法

書面の交付	書面の提示 (交付なし)や口頭	明示なし
69	11	0

労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければなりません(労働基準法第15条)。

書面の提示や口頭による労働条件の明示を行っている場合は、改善する必要があります。

書面で明示すべき事項

- ①労働契約の期間
- ②就業の場所・従事すべき業務の内容
- ③労働時間に関する事項(始業・終業の時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
- ④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)

注意

労働条件の明示を口頭で行うと、後々トラブルになるケースが多いです。

また昇給に関する事項、退職手当、賞与等、会社に制度があるものについても書面の交付により明示することが望ましいです。尚、パートタイム労働法では、昇給、退職手当、賞与の有無を書面により明示するよう規定されています。



(2) 監督署への36協定の届け出状況等

届け出済み (内特別条項付き)	未届け	不明 (把握していない)
70(40)	7	3

法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させる場合には、時間外労働・休日労働に関する労働者代表との協定(「36協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、時間外労働・休日労働は、締結した36協定の範囲内で行わなければなりません(労働基準法第36条)。また、36条で定める労働時間の延長の限度等が、「時間外労働の限度に関する基準」に適合したものとなるようにしなければなりません。

ただ、限度基準を超えて時間外労働を行わせざるを得ない特別な事情があるときには次の要件を満たす特別条項を36協定に定めておくこともできます。

*要件

- ①原則としての延長時間は限度時間以内の時間とすること
- ②限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別な事情をできるだけ具体的に定めること
- ③「特別な事情」は、一時的又は突発的であること、全体として1年の半分以上を超えないことが見込まれること
- ④一定時間の途中で特別な事情が生じ、原則として延長時間を延長する場合に労使がとる手続を協議、通告、その他具体的に定めること
- ⑤限度時間を超える一定の時間を定めること
- ⑥限度時間を超えることができる回数を定めること
- ⑦限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めること
- ⑧⑦の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
- ⑨限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めること

注意

特別条項を用いる際、上記④で定められた労使間で取る手続を行わないケースが散見されます。特別条項は労使間で定めた手続がなされないと用いることができないので注意が必要です。

(3) 労働時間の把握状況および変形労働時間制等の採用状況

労働者の労働時間の把握方法は各労働者の自己申告制を用いているものが最も多く、次いでタイムカードによるものとなっていました。

【労働時間の把握方法】

	タイムカード	自己申告	未把握	その他
採用なし	15	28	－	3
1ヶ月変形	3	－	－	－
1年変形	2	－	－	－
フレックス	11	13	－	－
専門型裁量	6	9	－	2
企業型裁量	1	1	－	－

1ヶ月変形：1ヶ月単位の変形労働時間制

1年変形：1年単位の変形労働時間制

フレックス：フレックスタイム制

専門型裁量：専門業務型裁量労働制

企画型裁量：企画業務型裁量労働制

採用なし：全労働時間制の採用なし

※「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」

労働基準法により使用者は労働時間を適切に管理する責務がありますが、労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用により、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者は、労働時間を適正に把握し、適切な労働時間管理を行ってください。

労働時間の管理は、原則、使用者が自ら現認、もしくはタイムカード等の客観的な記録によるものとなっています。やむを得ず自己申告制により労働時間を管理する場合には次の事を行う必要があります。

- ①適正な自己申告を行うことについて、労働者に対して十分な説明を行うこと
- ②自己申告が実態と合致しているか実態調査を行うこと
- ③適正な自己申告を阻害する要因の改善を図ること

注意

労働時間の管理を自己申告制にする際、申請者はもちろん管理者への説明・教育は重要です。

(4) 就業規則作成・届出・周知方法について

常時10人以上の労働者（パートタイム労働者等含む）を使用している事業場では就業規則を作成しなければなりません。また、作成した就業規則は労働者代表の意見を聴き、その意見書を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。変更した場合も同様です（労働基準法第89条）。

また就業規則は労働者に周知しなくてはなりません（労働基準法第106条）。

【就業規則（労働者10人以上）の作成・届出状況】

作成・届出あり	作成はしているが未届	未作成
78	2	0

【就業規則の周知方法等（複数回答あり）】

配布又は掲示	社内LAN等による閲覧	閲覧させていない	その他
43	43	0	2



(5) 健康診断の実施等について

常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行わなくてはなりません(労働安全衛生法第66条)。

毎年実施	未実施等
78	2

【注意】

深夜業務(午後10時～午前5時)に常時従事する労働者へは、6ヶ月に1回の健康診断の実施が必要です。

(6) 過重労働による健康障害防止のための医師による面談指導の実施等について

各事業場で1ヶ月の実労働時間数が最も長い労働者は下記の通りで、中には1ヶ月の労働時間が300時間を超えている者も見受けられました。

	～160時間	160時間 ～200時間	200時間 ～240時間	240～ 時間
採用なし	3	18	16	9
1ヶ月変形	－	－	1	2
1年変形	－	－	1	1
フレックス	1	6	10	7
専門型裁量	2	3	8	4
企業型裁量	－	－	1	1

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的な知見が得られています。そのため、「時間外・休日労働時間が1ヶ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者(申出による)」等について医師による面談指導の実施を義務づけています(労働安全衛生法第66条の8)。

また、上記の面談指導対象に該当しなくても、健康への配慮が必要な労働者等へ、面談指導がこれに準じた措置をとるように努めなければなりません(同法第66条の9)。

【医師による面談指導の実施状況】

実施している	実施していない
36	44

【実施した場合の対象者(複数回答あり)】

申し出があった労働者	一定時間以上の時間外労働を行った労働者	その他
26	14	2

【注意】

長時間労働は、脳心臓疾患の発症だけではなく精神疾患の発症となるおそれがあります。そのため長時間労働を行った者へのメンタルヘルス対策も必要とされています。



会員会社一覧表（１）

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス	〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシィ	〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
キリンビジネスシステム(株)	〒150-0036 渋谷区南平台町16-28 グラスシティ渋谷	TEL.03-6734-9680 FAX.03-5456-2304
☆ (株)コア	〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒150-0022 渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル8F	TEL.03-5789-2441 FAX.03-5789-2582
(株)シー・エス・イー	〒150-0044 渋谷区円山町23-2 アレトウサ渋谷ビル	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3463-5907
(株)ジェイアール東日本情報システム	〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JRJR東日本本社ビル9F	TEL.03-5309-4071 FAX.03-3378-8317
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カスヤビル	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株)	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
☆ (株)セントラル情報センター	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-22-9 日本綜合地所渋谷ビル7F	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター	〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株)	〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP	〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル7F	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフトウェアエンジニアリング(株)	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-33-6	TEL.03-3350-8111 FAX.03-3350-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビ3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811

会員会社一覧表（２）

会社名	住所	TEL/FAX
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-2685 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台ビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)ニューメディア総研	〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル15F	TEL.03-3370-7781 FAX.03-3379-5166
農中情報システム(株)	〒196-0021 昭島市武蔵町3-5-3	TEL.042-549-8781 FAX.042-549-8782
(株)ファーストコンピューター	〒150-0042 渋谷区宇田川町12-3 ニュー渋谷コーポラス604	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー	〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
(株)ユーエスエス	〒151-0061 渋谷区初台1-47-3 日本生命初台ビル	TEL.03-3378-8514 FAX.03-3378-8519
リンク情報システム(株)	〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

☆は幹事会社

2011年度の主な活動内容

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第29回定期総会 2. 特別講演 「人を育てる、リーダを育てる ～JR・商社から中小零細まで～」 (株)せおん 越 純一郎 氏	3月
研究会	第83回研究会 「最新監督事例からみた労働問題の留意点」	6月
	第84回研究会 「やさしい年金 続編 ～実務担当者が知っておくべき事～」 OURS 小磯社会保険労務士法人 小磯 優子 氏	9月
	第85回研究会 「いわゆる『現代型うつ病』と思われる 社員への職場対応について」 虎ノ門カウンセリングルーム 産業カウンセラー 梅田 福一郎 氏	12月

2012年度 活動予定

項 目	テーマ等	開催予定
定期総会	1. 第30回定期総会 2. 特別講演 「クラウド時代と IT 人材育成」 匠システムアーキテクト（株） 前田 卓雄 氏	3月
研究会	1. 第86回研究会 「継続雇用 60 歳以上の雇用を考える」(案) 「ワークライフバランスへの取り組み」	6月
	2. 第87回研究会 「各社の課題から ～労働問題のQ&A」(案) 労務管理、労働安全衛生、雇用均等 など	9月
	3. 第88回研究会 「SNS利用に関する 就業規則・社内ガイドラインの留意点」(案)	12月



研究会の様子

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : SSJrouken@nds-tyo.co.jp

担当 : (株)ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ